

# 經濟水道委員會

## 說明資料

平成28年9月21日  
觀光文化交流局

# 目 次

	頁
1 名古屋城天守閣整備にかかる市長の考え……………	1
2 委員会における指摘事項に対する検討状況及び今後の方針……………	1
3 法的な課題の整理……………	2
4 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・ 施工タイプ）による公募型プロポーザル実施説明書（抜粋）……………	4

## 1 名古屋城天守閣整備にかかる市長の考え

天守閣の耐震性能や名古屋の経済発展のことを考えると、一日でも早く天守閣の木造復元を実現していきたい。また、本市には、優先交渉権者とともに事業を推進する法的責務があり、本市の方から一方的に中止できない

## 2 委員会における指摘事項に対する検討状況及び今後の方針

区 分	検討状況	今後の方針
収支・入場者数見込みの第三者機関による調査	複数のシンクタンク等に調査手法や実施における留意点などのヒアリングを実施	全体の方針や事業費が確定され次第、すみやかに予算計上
総事業費の妥当性	優先交渉権者の提案内容に対して、プロポーザルで提示した参考額に含まれていない主な増額要素を確認し、その項目に対する提案額と参考額の差額を算出	参考額との差額を詳細に明らかにするには、調査・設計を進めることが必要
天守台石垣の整備方針	過去の調査結果を文化庁に報告し、今後の整備方針について意見聴取	木造天守の設計を進めながら学識経験者に諮り、多様な観点から総合的に調査研究を実施
全体整備計画における天守閣の整備方針	特別史跡名古屋城跡保存活用計画を現在策定中であり、その中で、天守閣の整備方針を木造復元とすることについて検討	特別史跡名古屋城跡保存活用計画について、有識者で構成する全体整備検討会議に諮り議会や市民の意見を聞きながら、整備方針を策定 (平成29年度策定予定)

### 3 法的な課題の整理

区 分	本市から中止することのリスク	損害賠償請求にかかるリスク
見解1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者の提案内容が、平成28年7月の契約が前提となっている以上、それをもって工期の遅れが確実に言ったと言えると考える</li> <li>・まずは優先交渉権者に本市の見解を伝え、優先交渉権者が期限内にできることを立証しない場合は、平成28年7月に契約ができないことが明らかであり工期の遅れが確実に言ったと判断し、中止をしても賠償責任は負わないと考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟に対し対抗できる</li> <li>・時間が経過するほど損害額は大きくなる可能性があり、できるだけ早期の決着が望ましい</li> </ul>
見解2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者が平成32年7月までの完成期限の遵守ができると申し出ている以上、当該プロポーザルを中止するためには本市がそれを立証せざるを得ず、現時点では本市から中止することはリスクが高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟リスクがある</li> <li>・優先交渉権者に選定されてから今日に至るまで</li> <li>・時間が経過するほど損害額は大きくなる可能性があり、できるだけ早期の決着が望ましい</li> </ul>
見解3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施説明書の「工期の遅れが確実に言った場合」は優先交渉権者の責めによることによって遅れた場合のみを指すと考えられ、今回はそれに当たらない</li> <li>・したがって「工期の遅れ」を理由に、本市の方から中止することはできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者に選定されてから今日に至るまで既に相当期間経過しており、このまま事態を放置すると訴訟リスクが高くなる</li> <li>・したがってできるだけ早期の決着が望ましい</li> </ul>

注 4年強の工期とは、優先交渉権者からの提案である平成28年7月～32年7月までの工期

完成期限の延長の可否及び  
4年強の工期を固定し契約することの可否

- ・当該プロポーザルの前提条件を大きく変更することになり、完成期限を見直すことはできない
- ・優先交渉権者と随意契約する理由がたたなくなる

- ・平成32年7月の完成期限の見直しは本市側から提案すると第三者から公正な競争ではないと指摘を受ける可能性がある
- ・優先交渉権者の提案（4年強の工期）を変更しないのであれば、プロポーザルの同一性は確保できるが、本市から提案することはリスクが大きいので、少なくとも議会等からの提案によることが望ましい

- ・今回、平成28年7月に契約をできなかったのは優先交渉権者の責めに帰すことではないので、4年強の工期を変更しない限り、完成期限を見直すことは問題ない

4 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施説明書（抜粋）

1. 事業概要

(3) 事業概要等

- ア. 名古屋城天守閣木造復元に係る設計業務（基本設計（史実の調査を含む。）及び実施設計（施工技術検討を含む。））並びに工事施工業務（解体工事、石垣工事及び施工技術検討を含む。）を行う。なお、設計業務、工事施工業務共に付帯する設備、外構、植栽等の全てを含むものとする。
- イ 本事業は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本募集における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と基本的な協定の締結並びに基本設計（史実の調査を含む）、実施設計（施工技術検討を含む）の契約を締結した後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格の交渉を行い、工事施工の契約を締結する事業であるが、次の（ア）及び（イ）の手続きを経て進められるものである。
- (ア) 平成28年3月末までの手続き  
優先交渉権者の選定までとする。
- (イ) 平成28年4月以降の手続き
- ・設計業務の契約手続き  
価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、基本的な協定の締結及び設計業務の契約締結となる。  
契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。
  - ・工事施工業務の契約手続き  
価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、工事施工業務の契約締結等となる。  
契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合、または名古屋市議会において予算が承認されなかった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。
- (ウ) 損害賠償
- ・本事業を中止した場合において、本事業手続きの参加に要した費用については、損害賠償請求の対象としない。
- ウ 本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

#### (4) 事業期間

天守閣の竣工は平成32年7月31日までとし、建物の竣工とともに内部を含めて公開できる周辺環境までの整備を終えて市に引き渡すこと（指定部分完成）。石垣等その他の部分の工事の完了については、天守閣の竣工後9年以内とする。

なお、全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。